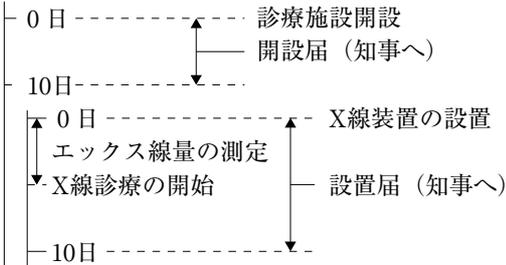
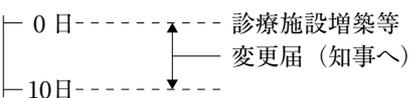
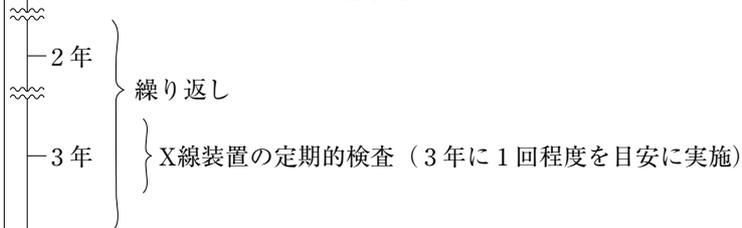


# 飼育動物診療施設開設の手引き



|                  | エックス線量の記録【5年間保存】 |         |     |           | エックス線装置使用状況【3年間保存】<br>帳簿を1年毎に閉鎖 |               |
|------------------|------------------|---------|-----|-----------|---------------------------------|---------------|
|                  | 実効線量の記録          | 等価線量の記録 |     | エックス線量の測定 |                                 |               |
|                  |                  | 女子の腹部   | その他 | (環境)      |                                 | X線装置<br>固定使用等 |
| 1カ月              |                  | ○       |     | ○         |                                 |               |
| 2カ月              |                  | ○       |     | ○         |                                 |               |
| 3カ月              |                  | ○       |     | ○         |                                 |               |
| (3月分・4/1～6/30)   | ○                | ○       | ○   |           | ↑                               |               |
| 4カ月              |                  | ○       |     | ○         |                                 |               |
| 5カ月              |                  | ○       |     | ○         |                                 |               |
| 6カ月              |                  | ○       |     | ○         | ○                               |               |
| (3月分・7/1～9/30)   | ○                | ○       | ○   |           |                                 |               |
| 7カ月              |                  | ○       |     | ○         |                                 |               |
| 8カ月              |                  | ○       |     | ○         |                                 |               |
| 9カ月              |                  | ○       |     | ○         |                                 |               |
| (3月分・10/1～12/31) | ○                | ○       | ○   |           | ↑                               |               |
| 10カ月             |                  | ○       |     | ○         |                                 |               |
| 11カ月             |                  | ○       |     | ○         |                                 |               |
| 12カ月             |                  | ○       |     | ○         | ○                               |               |
| (3月分・1/1～3/31)   | ○                | ○       | ○   |           |                                 |               |
| (1年分・4/1～3/31)   | ○                | ○       | ○   |           |                                 |               |

1年間の実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合、当該1年間以降は、当該1年間を含む第13条第1項第1号に定める5年間について、4月1日を始期とする1年ごとに累積した値を記録。



※診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室又は放射性同位元素装備診療機器使用室を設置する場合は、別途関係法令の定めに従うこと。

# 飼育動物診療施設チェックリスト

- 注：1 備考欄には改善が必要な具体的な内容、改善の予定等を記入する。  
 2 その他（ ）内には具体的なもの、状態を記入する。

|  |          |      |                  |
|--|----------|------|------------------|
| 飼育動物診療施設の名称  |          |      |                  |
| 所在地<br>TEL   |          |      | 開設者名 (獣医師・獣医師以外) |
|  |          |      | 管理者名             |
| 開設の届出<br>(獣医療法第3条)   | 年 月 日    | 変更   | 年 月 日            |
| 点検日  | 平成 年 月 日 | 点検者名 |                  |
| I 診療簿等の確認 (獣医師法第21条)   |          |      |                  |
| 確認項目   | 適        | 否    | 備考               |
| 1 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検案をした場合には、検案に関する事項を検案簿に、遅滞なく記載しなければならない。  |          |      |                  |
| 2 獣医師は、前項の診療簿及び検案簿を3年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。<br>〈獣医師施行規則第11条の2〉<br>・牛、水牛、しか、めん羊及び山羊の診療簿及び検案簿にあつては8年間<br>・その他の動物の診療簿及び検案簿にあつては3年間   |          |      |                  |
| 3 診療簿記載事項 (獣医師法施行規則第11条第1項)<br>①診療の年月日<br>②診療した動物の種類、性、年齢 (不明のときは推定年齢)、名号、頭羽数及び特徴<br>③診療した動物の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所<br>④病名及び主要症状<br>⑤りん告<br>⑥治療方法 (処方及び処置)<br>※使用基準に基づき医薬品を使用したときは、当該医薬品の名称、用法及び用量並びに出荷制限期間を診療簿に記載。 |          |      |                  |
| 4 検案簿記載事項 (獣医師法施行規則第11条第2項)<br>①検案の年月日<br>②検案した動物の種類、性、年齢 (不明のときは推定年齢)、名号、特徴並びに所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所<br>③死亡年月日時 (不明のときは推定年月日時)<br>④死亡の場所<br>⑤死亡の原因<br>⑥死体の状態<br>⑦解剖の主要所見   |          |      |                  |

| II 診療施設の開設届出(変更届)の確認  |   | (獣医療法第3条、獣医療法施行規則第1条) |    |
|---|---|-----------------------|----|
| 確認項目  | 適 | 否                     | 備考 |
| 1 開設者の氏名及び住所(開設者が法人である場合にあつては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地)並びに開設者が獣医師である場合にあつてはその旨   |   |                       |    |
| 2 診療施設の名称   |   |                       |    |
| 3 開設の場所   |   |                       |    |
| 4 開設の年月日  |   |                       |    |
| 5 診療施設の構造設備の概要・平面図<br>(エックス線装置を備えている場合)<br>①エックス線装置の製作者名<br>②型式及び台数<br>③エックス線高電圧発生装置の定格出力<br>④エックス線装置<br>⑤エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備<br>⑥予防措置の概要 |   |                       |    |
| 6 管理者の氏名及び住所(開設者が獣医師であつて診療施設を管理しているときはその旨)  |   |                       |    |
| 7 診療の業務を行う獣医師の氏名(エックス線装置を備えた診療施設にあつては、エックス線診療に従事する獣医師の氏名及び当該獣医師のエックス線診療に関する経歴を含む。)  |   |                       |    |
| 8 診療の業務の種類  |   |                       |    |
| 9 開設者が法人である場合は、定款又は寄附行為   |   |                       |    |
| 10 その他都道府県知事が必要と認める事項   |   |                       |    |
| <b>III 診療施設の構造設備の基準の確認</b>  |   |                       |    |
| A 一般的な構造設備の基準   |   | (獣医療法第4条、同法施行規則第2条)   |    |
| 1 飼育動物の逸走を防止するために必要な設備を設けること。<br>〔檻・ゲージ、杭・保定枠等のけい留施設、動物が自力で開閉できない構造を有した診療施設の扉・窓<br>その他( )〕  |   |                       |    |
| 2 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な設備を設けること。<br>〔隔離室、隔離ゲージ、伝染性疾病の伝播防止が可能な資材(ステンレス、鉄等)の間仕切り等<br>その他( )〕                       |   |                       |    |
| 3 消毒設備を設けること。<br>〔煮沸消毒器、滅菌手洗器、噴霧消毒器<br>その他( )〕  |   |                       |    |

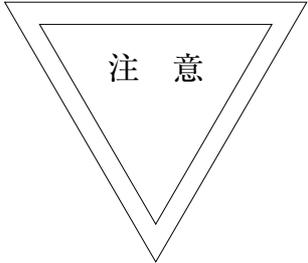


| 確 認 項 目  | 適 否 | 備 考           |
|--|-----|---------------|
| 4 収容設備内における他の飼育動物の感染を防止するための必要な措置を講じること。<br>〔消毒、隔離<br>その他（ ）〕  |     |               |
| 5 常に清潔を保つこと。   |     |               |
| 6 採光、照明及び換気を適切に行うこと。   |     |               |
| 7 勤務する獣医師数その他の従業者を監督し必要な注意を行うこと。<br>〔勤務する獣医師数 常勤 名、非常勤 名〕<br>〔その他の従業者 常勤 名、非常勤 名〕  |     |               |
| 8 開設者が獣医師でない場合、管理者は、必要と認めたときは、開設者に対し改善措置を講ずることを要求すること。   |     |               |
| B 他法令に関する遵守事項  |     | (獣医療法施行規則第3条) |
| 1 覚せい剤取締法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。<br>ア 覚せい剤を所有・所持していないか。〔有・無〕<br>イ 覚せい剤原料を所有・所持していないか。〔有・無〕<br>「有」の場合以下ウ～オ<br>ウ 鍵をかけた場所に保管しているか。<br>エ 廃棄しようとするときは、都道府県知事に届出て、当該職員の立会の下に行っているか。<br>オ 所有、所持する覚せい剤原料が喪失、所在不明等になったことがあるか。〔有・無〕<br>「有」の場合オー2<br>オー2 都道府県知事への届出を適切になされているか。  |     |               |
| 2 麻薬及び向精神薬取締法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。<br>【麻 薬】<br>ア 麻薬を所有・保持しているか。〔有・無〕<br>「有」の場合以下イ～カ<br>イ 麻薬施用者免許取得者はいるか。〔有・無〕<br>イー2 免許は有効期限内か。記載事項に変更がないか。<br>ウ 麻薬施用者が2人以上の場合、麻薬管理者はいるか。〔有・無〕<br>ウー2 免許は有効期限内か。記載事項に変更がないか。<br>エ 麻薬譲渡証を2年間保存しているか。<br>オ 麻薬の管理（受払、保管等）は、管理者（施用者が1人である場合には施用者）が行っているか。<br>カ 診療施設内で麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内に保管されているか。<br>キ 麻薬施用者以外の者が麻薬の施用・交付・処方せん |     |               |

| 確 認 項 目   | 適 否 | 備 考  |
|---|-----|--|
| <p>の交付をしていないか。</p> <p>ク 診療簿に、<br/> ①患者の種類、所有者の氏名（名称）、住所<br/> ②病名及び主症状<br/> ③麻薬の品名及び数量<br/> ④施用又は交付の年月日<br/> が記載されているか。</p> <p>ケ 帳簿が備え付けられているか。</p> <p>ケー2 帳簿には、次の事項が記載されているか。<br/> ①開設者が譲り受けた・廃棄した・譲り渡した麻薬<sup>(*)</sup>の品名、数量、年月日<br/> ②診療施設で施用した麻薬<sup>(*)</sup>の品名、数量、年月日<br/> ③事故届を提出した場合、届出た麻薬の品名、数量及び事故年月日。</p> <p>コ 使い終わった帳簿が、開設者に引き渡され、最終記載の日から2年間保存されているか。</p> <p>サ 麻薬（調剤されたもの、施用残の注射剤を除く。）を廃棄する場合、知事の許可を受けているか。</p> <p>シ 管理している麻薬に盗難、紛失、破損、所在不明その他の事故が生じたことがあるか。〔有・無〕</p> <p>シー2 都道府県知事への届出が適切になされているか。</p> <p>ス 年間報告は適切に行われているか。<br/> （毎年11月30日までに知事に届出）</p> |     | <p>(*)：コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。</p> |
| <p><b>【向精神薬】</b></p> <p>セ 向精神薬を所有・保持しているか。〔有・無〕</p> <p>「有」の場合以下ソ～ツ</p> <p>ソ 診療施設内で、実地に盗難防止について必要な注意をする場合以外は鍵をかけた設備内に保管されているか。</p> <p>タ 廃棄は、焼却その他回収できない方法によって行われているか。<br/> 〔焼却、酸・アルカリによる分解<br/> その他（ ）〕</p> <p>チ 所持する向精神薬に、一定量（100g、120個、10アンプル等）以上の盗難、紛失その他事故が生じたことがあるか。〔有・無〕</p> <p>チー2 都道府県知事への届出が適切になされているか。</p> <p>ツ 次の事項が記録され、記録日から2年間保存されているか。<br/> ①譲り渡し、譲受け、廃棄した品名、数量、年月日<br/> ②譲渡、譲受の相手方の氏名（名称）、住所<br/> *第3種向精神の施用、施用のための交付、返品されたもの、返品後に廃棄したものの記録は不要</p>   |     |  |
| <p>3 薬事法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。</p> <p>ア 毒・劇薬を所有・所持しているか。<br/> 毒薬〔有・無〕<br/> 劇薬〔有・無〕</p>  |     |  |

| 確認項目   | 適否 | 備考   |
|--|----|--|
| <p>「有」場合以下イ～エ</p> <p>イ 毒・劇薬の交付の制限は守られているか。<br/>14歳未満の者、その他安全な取扱いをすることに不安がある者でないことを確認した上で交付しているか。</p> <p>ウ 劇・毒薬が他の物と区別して貯蔵されているか。</p> <p>エ 毒薬の貯蔵場所には鍵が施されているか。</p>  |    |  |
| <p>C 放射線に関する遵守事項 (獣医療法施行規則第3条、第7～21条)</p>  |    |  |
| <p>1 届出</p> <p>ア 開設届にエックス線装置の内容を記載していること。</p> <p>イ 届出の記載内容が適切であること。<br/>①診療施設の名称及び所在地<br/>②エックス線装置の製作者名、型式及び台数<br/>③エックス線高電圧発生装置の定格出力<br/>④エックス線装置及びエックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要<br/>⑤エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴（エックス線診療従事年数、講習会の受講状況）</p> <p>ウ 使用の廃止、届けた事項を変更したときに開設届の変更届を提出しているか。</p>   |    |  |
| <p>2 エックス線装置の防護（獣医療法施行規則第8条）</p> <p>ア エックス線装置の一般的な防護措置</p> <p>a エックス線管の容器、照射筒は利用線すい以外のエックス線量が以下の自由空気中の空気カーマ率以下になるよう遮へいすること。<br/>①定格管電圧が50kv以下の治療用エックス線装置<br/>エックス線装置の接触可能表面から5cmの距離において1.0mGy/時以下<br/>②定格管電圧が50kvを越える治療用エックス線装置<br/>エックス線管焦点から1mの距離において10mGy/時以下、エックス線装置の接触可能表面から5cmの距離において300mGy/時以下<br/>③定格管電圧が125kv以下の口内法撮影用エックス線装置<br/>エックス線管焦点から1mの距離において0.25mGy/時以下<br/>④①～③以外のエックス線装置<br/>エックス線管焦点から1mの距離において1.0mGy/時以下<br/>⑤コンデンサ式エックス線高電圧装置<br/>充電状態であって、照射時以外のときエックス線管焦点から5cmの距離において20mGy/時以下</p> <p>b エックス線装置には、以下の利用線すいの総ろ過となるような付加ろ過板を付すること。<br/>①定格管電圧が70kv以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、アルミニウム当量1.5mm以上<br/>②治療用エックス線装置及び①に掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつてはアルミニウム当量2.5mm以上</p> <p>イ 透視用エックス線装置についての追加の防護措置</p> |    | <p>・利用線すい以外のエックス線量：当該容器等から漏えいする線量。</p> <p>・総ろ過：装置自身による自己ろ過（固有ろ過）も含む。</p> |

| 確 認 項 目   | 適 否 | 備 考  |
|---|-----|--|
| <p>a 透視時間を積算することができ、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等発することができるタイマーを設けること。</p> <p>b 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。</p> <p>c 利用線すい中の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が、利用線すい中の受像器の接触可能表面から10cmの距離において150<math>\mu</math>Gy/時以下にすること。</p> <p>d 透視時の最大受像面を3cm越える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が当該部分の接触可能表面から10cmの距離において150<math>\mu</math>Gy/時以下にすること。</p> <p>e 利用線すい以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段を講じること。</p> <p>ウ 撮影用エックス線装置についての追加の防護措置</p> <p>a 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えていること。</p> <p>b 移動型及び携帯型のエックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置にあつては、エックス線管焦点及び被照射体から2m以上離れた位置において操作できる構造となっていること。</p> <p>エ 治療用エックス線装置（近接照射治療装置を除く）についての追加の防護措置<br/>利用線すい放射角が、その使用の目的を達するために必要な角度を越えないようにするとともに、ろ過板が引き抜かれたとき、エックス線の発生を遮断するインターロックが作動するろ過板保持装置が設けられていること。</p> |     | <p>・以下に掲げる場合には受像面を超えるエックス線照射野を許容する。</p> <p>1 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。</p> <p>2 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する2本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離3%を超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の4%を越えないとき。</p> <p>・近接照射治療装置：表在性疾患に対し、低電圧エックス線治療として焦点一皮膚間が10～30cmと小さくなり、特に露出した病巣には2～3cmとする照射治療装置のこと（近接照射方法）。</p> |
| <p>3 注意事項の掲示（獣医療法施行規則第9条）<br/>エックス線診療室の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。<br/>具体例：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>エックス線診療従事者等に対する注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく防止のための防護具（防護衣、防護前掛け、防護メガネ等）を着用すること。</li> <li>・操作は最少人数で行うこと。</li> <li>・放射線測定用具（フィルムバッチ、ポケット線量計等）を装着すること。</li> <li>・その他被ばくの低減に努めること。</li> <li>・事故発生時の応急措置及び緊急連絡先。</li> <li>・エックス線使用記録簿への記入を行うこと。</li> </ul> <p style="text-align: right;">管理人</p> </div>   |     |  |

| 確 認 項 目  | 適 否 | 備 考   |
|--|-----|---|
| <p style="text-align: center;"><b>飼育者(一時立入者、立会い、付添)への注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠している可能性のある方はお申し出下さい。</li> <li>・係員の指示があるまで立ち入らないで下さい。</li> <li>・係員の指示に従って下さい。</li> <li>・不明な点があればおたずねください。</li> </ul>  |     |   |
| <p>4 使用場所の制限（獣医療法施行規則第10条）</p> <p>ア エックス線装置は、エックス線診療室において使用すること（イの場合は除く）。</p> <p>イ エックス線装置をエックス線診療室において使用していない場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①遮へい壁その他の遮へい物の外側における1cm線量当量率が20<math>\mu</math>Sv/時を超えないように遮へいされた状態でエックス線装置を使用する場合</li> <li>②エックス線装置を移動させて使用しなければならない場合</li> <li>③その他エックス線装置をエックス線診療室において使用することが著しく使用の目的を妨げ、又は業務の性質上困難である場合</li> </ul>                                     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>①遮へい壁、その他の遮へい物を設けることにより、エックス線診療室と同様の防護措置が講じられている状態にある室であれば、エックス線診療室と兼用しても差し支えない。</li> <li>②手術室において一時的にエックス線装置を使用する場合、又は、動物の疾病の状態等により、入院室等からエックス線診療室まで動物を移動させることが困難な場合であり、移動型又は携帯型エックス線装置をやむを得ず診療室内のエックス線診療室以外の場所で使用する場合。</li> <li>③牛、豚等の産業動物等に対して、放牧地、畜舎内等の野外でのエックス線装置の使用が不可欠である場合。</li> </ul> |
| <p>5 管理区域（獣医療法施行規則第11条）</p> <p>ア 実効線量が3月間につき1.3mSvを超えるおそれのある場所を管理区域とすること。</p> <p>イ 当該区域にその旨を示す標識を付すること。<br/>具体例：</p> <div data-bbox="225 1400 842 1841" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>管 理 区 域</b></p>  <p>許可なく立ち入りを禁ずる<br/>管理者</p> </div> <p>ウ 必要のある者以外の者が管理区域内に立ち入らないような措置を講じること。</p> |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の境界を遮へい壁、その他遮へい物で区画すること。床上に白線を引くこと等により必要のある者以外の者が立ち入らないようにすること。</li> </ul>  |

| 確 認 項 目   | 適 否 | 備 考  |
|---|-----|--|
| <p>6 敷地の境界等における防護（獣医療法施行規則第12条）<br/>           エックス線診療室又はその周辺に適切な遮へい物を設ける等の措置を講ずることにより、診療施設の敷地内の人が居住する区域及び診療施設の敷地の境界における実効線量が3月間につき250<math>\mu</math>Sv以下になるようにすること。</p>   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般人の線量当量限度である年間1 mSv以下を確保(ICRP勧告1990)。</li> </ul>  |
| <p>7 放射線診療従事者等の被ばく防止<br/>           （獣医療法施行規則第13条）</p> <p>ア 放射線診療従事者等の受ける実効線量が以下に掲げる値を超えないようにすること。<br/>           ①平成13年4月1日以後5年ごとに区分にした各期間につき100mSv<br/>           ②4月1日を始期とする1年間につき50mSv<br/>           ③女子については4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間につき5 mSv</p> <p>イ 放射線診療従事者等の受ける等価線量が次の値を超えないようにすること。<br/>           ①目の水晶体：150mSv/年（4月1日を始期とする）<br/>           ②皮膚：500mSv/年（4月1日を始期とする）<br/>           ③妊娠中の女子腹部表面：2 mSv/妊娠の事実を知ったときから出産までの間</p> <p>ウ 放射線障害を防止するための緊急を要する作業を行うとき（女子は除く。）は、当該作業に従事する間に受ける実効線量を100mSv、目の水晶体の等価線量は300mSv、皮膚の等価線量は1 Sv以下にすること。</p> |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線診療従事者等：放射線装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者。獣医師や動物の保定等を行う補助者が該当。</li> </ul>   |
| <p>8 放射線診療従事者等に係る線量の記録<br/>           （獣医療法施行規則第15条）</p> <p>ア 放射線診療従事者等に係る次の線量を記録すること。<br/>           ①実効線量：3月間ごと（4月、7月、10月、1月の各1日を始期）及び1年ごと（4月1日を始期）の合計<br/>           ②人体の組織別の等価線量：3月間ごと（4月、7月、10月、1月の各1日を始期）及び1年ごと（4月1日を始期）の合計（女子の腹部は1月間、3月間、1年間）</p> <p>イ 記録は5年間保存すること。</p>   |     |  |
| <p>9 放射線診療従事者等の遵守事項<br/>           （獣医療法施行規則第16条）</p> <p>ア 放射線診療従事者等に次の事項のいずれかを遵守すること。<br/>           ①遮へい壁その他の遮へい物を用いること<br/>           ②遠隔操作装置又はかん子を用いること<br/>           ③人体が放射線を被ばくする時間を短くすること。</p> <p>イ 保定は、保定具又は医薬品により行っているか。</p> <p>イー2 保定具又は医薬品により保定することが困難な場合には、必要な措置を講ずること。</p>  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な措置：<br/>             ①利用線すい内に保定を行う者の身体が入らないようにすること<br/>             ②保定を行う者に防護手袋のほか防護衣、防護前掛け等の防護具であって、鉛当量0.25mm以上のものを着用させること</li> <li>・妊婦及び18歳未満の者にこの作業はさせないようにすること。</li> </ul> |

| 確 認 項 目   | 適 否 | 備 考  |
|---|-----|--|
| <p>〔保定器、保定縄、麻酔薬<br/>その他（ ）〕</p> <p>ウ エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入り口にその旨を表示すること。<br/>〔点燈、ブザー、表示板<br/>その他（ ）〕</p> <p>エ エックス線装置をエックス線診療室以外の場所において使用するときは、エックス線管の焦点から3m以内の場所に必要な者以外が立ち入らないような措置を講ずるとともに、人の立ち入らない方向に照射し、又はエックス線を遮へいする装置を講じること。<br/>〔ロープによる区画、柵<br/>その他（ ）〕</p> <p>オ 放射線診療従事者等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第22条の規定により教育及び訓練を施された者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあっては1年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての教育及び訓練を施すこと。<br/>①放射線の人体に与える影響<br/>②放射線診療装置等の安全取扱い<br/>③放射線診療装置等による放射線障害の防止に関する法令<br/>④放射線障害の予防に関する規程</p> <p>カ 放射線診療従事者等である獣医師（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第36条の2第1項に規定する定期講習を受けている者を除く。）に対し、初めて診療を行う前及び診療を行った後にあっては3年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての研修を受けさせること。<br/>①放射線の基本的な安全管理<br/>②放射性同位元素及び獣医療用放射性汚染物の取扱いの実務<br/>③診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の安全管理の実務<br/>④放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定の実務<br/>⑤その他必要な事項</p> <p>キ 教育及び訓練並びに研修に関し、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存すること。<br/>①教育及び訓練の実施年月日又は研修の受講年月日<br/>②教育及び訓練を施された者又は研修を受けた者の氏名<br/>③教育及び訓練又は研修の内容</p> |     |  |
| <p>10 エックス線装置の定期検査（獣医療法施行規則第17条）</p> <p>ア エックス線装置について、定期的に検査を行うこと。</p> <p>イ 定期検査に関する記録を5年間保存すること。</p>   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的：3年に1回程度を目安に実施。</li> <li>・ 検査項目：エックス線管装置、高電圧発生装置、エックス線管制御装置等の異常及び破損等の有無、漏えい放射線の有無及びその線量当量並びに照射野等。</li> </ul> |
| <p>11 エックス線診療室等の測定（獣医療法施行規則第18条）</p> <p>ア 次に掲げる場所について、診療を開始する前に1回エックス線の量を測定すること。</p>  |     |  |

| 確認項目  | 適 | 否 | 備考  |
|---|---|---|---|
| <p>①エックス線診療室<br/>②管理区域の境界<br/>③診療施設の敷地内の人が居住する区域<br/>④診療施設の敷地の境界</p> <p>イ アに掲げる場所について、診療を開始した後に、1月を超えない期間ごとに1回（エックス線装置を固定して使用する場合であって使用方法及び遮へい物の位置が一定しているときは、6月を超えない期間ごとに1回）エックス線の量を測定すること。</p> <p>ウ 測定の結果に関する記録を5年間保存すること。</p> |   |   | <p>・環境モニタリングは専門の機関に委託して実施することが望ましい。</p>                                       |
| <p>12 記帳 (獣医療法施行規則第19条)</p> <p>ア 帳簿を備え、エックス線装置の使用状況を記載すること。</p> <p>イ 帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後3年間保存すること。</p>  |   |   | <p>・記載項目：使用日時、管電圧、ミリアンペア秒、照射回数等及び週間当たりの使用時間。<br/>(骨：1秒、その他：0.5秒として換算)</p>     |
| <p>13 事故の場合の措置 (獣医療法施行規則第20条)</p> <p>ア 地震、火災その他の災害又は盗難その他の事故により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を都道府県知事に報告するとともに放射線障害の防止に努めること。</p> <p>イ 事故が発生したときの当該事故に関する記録を5年間保存すること。</p>   |   |   | <p>・記録事項：事故の発生した日時、事故の原因、障害の発生状況、管理者が行った対応措置、事故により被ばくした者に係る実効線量その他の必要な事項。</p> |